

一般社団法人 香取青色申告会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人香取青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉県香取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者の団体として、誠実な記帳と租税の適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に付与し、併せて、事業経営の健全な発展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- (5) 会員相互の親睦及び福利厚生
- (6) 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (7) 友誼団体との連携及び協調
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
本会の目的に賛同し、入会した個人の青色申告者
 - (2) 特別会員
正会員の配偶者並びに家族
 - (3) 準会員
本会の目的に賛同し、入会した正会員及び特別会員以外の個人、法人及びその他の団体
- 2 この法人の社員は、概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された社員とする。
 - 3 代議員を選出するために必要な細則は理事会において定める。
 - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選出にあたり立候補することができる。
 - 5 第3項の選出において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 6 第3項の代議員の選出は、2年に1度、5月に実施することとし、代議員の任期は、2年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。
 - 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 - 8 正会員は、法人法に規定された社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - 9 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償

する責任を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、任意に入会することができる。

(経費の負担)

第7条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし特別会員に関してはこの限りではない。

(退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をいたしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(表彰)

第11条 本会は、会運営に寄与された会員及び関係者を表彰することができる。

第4章 役員

(役員の設定)

第12条 本会に、次の理事会を置く。

- (1) 理事
7名以上20名以内
 - (2) 監事
2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち6名以内を副会長とする。また、副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、本会に所属し、会長及び副会長以外の理事から推薦を受けた者とする。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務と権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第12条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議において、解任することができる。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、費用は弁償することができる。

(顧問)

第19条 本会に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第5章 理事会

(構成)

第20条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第21条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第23条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

第6章 嘱託、委員会、支部、部会等

(嘱託)

第25条 本会に、理事会の承認を経て、税理士、公認会計士を嘱託することができる。

(委員会)

第26条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を

- 設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員のうちから、理事会が選任する。
 - 3 委員会の委員の任期は、2年とする。
 - 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第27条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、支部を設置することができる。

- 2 支部の支部長は、正会員若しくは特別会員のうちから選出する。
- 3 支部長の任期は、2年とする。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 5 支部役員と理事との合同会議を、必要に応じて会長が招集し、会運営について協議する。
- 6 支部長会議は、必要に応じて会長が招集し、支部活動に必要な事項について協議する。

(部会)

第28条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会を設置することができる。

- 2 部会の部会長は、正会員若しくは特別会員のうちから、理事会が選出する。
- 3 部会長の任期は、2年とする。
- 4 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第29条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第8章 総会

(構成)

第30条 総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第31条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第32条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回事業年度終了後3月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定に基づき、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の2週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第34条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選任する。

(議決権)

第 35 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 36 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 12 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 37 条 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の総会に出席した社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(余剰金の処分)

第 40 条 本会は、余剰金の分配を行わない。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て定時総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度の終了までの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類及び監査報告を事務所に 5 年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を事務所に据え置くものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(権利義務の承継)

第 46 条 この定款の施行以前に存在した香取青色申告会の権利義務は本会が承継する。

第 11 章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第 47 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営方法、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第 48 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 公告

(公告の方法)

第 49 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 13 章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 50 条 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

石原一郎 香取市大戸川 41-3

小倉富美雄 香取市沢 901-1

(設立時役員)

第 51 条 本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 高柳力三、高木和夫、遠藤克己、越川許、伊橋薫、高橋涉、鈴木栄司
富澤茂、窪木芳雄、小倉富美雄、椿政明、林雅昭、篠塚栄一、太田政夫

設立時監事 金子春恵、朝比奈秀夫、岡野均

設立時代表理事(会長) 石原一郎

(最初の事業年度)

第 52 条 本会の最初の事業年度は、法人設立の日から平成 26 年 3 月末日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

平成 25 年 5 月 14 日認証

平成 27 年 5 月 26 日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この選出管理規定は、定款に規定する代議員選出について必要な事項を定める。

(選出管理委員会の設置)

第2条 定款第5条第3項の代議員選出を行うため、選出管理委員会を置く。

(選出管理委員会の構成)

第3条 選出管理委員会、役員以外の正会員3名により構成する。

2 委員長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、委員は委員長が委嘱する。

3 代議員選出に立候補した委員は、その資格を失う。この場合、欠員を補充しなければならない。

(規定の変更)

第4条 この規定の変更は、選出管理委員会の審議を経て理事会の議決を得なければならない。

第2章 代議員選出

(選出区の区割り)

第5条 選出区の区割りは、支部区分を基準に単独若しくは複数合わせたものとし、理事会で定める。

2 区割りは、支部区分の変更や会員数の動向などに伴い、必要に応じて見直すものとする。

(正会員の所属)

第6条 正会員の所属する選出区は、自宅住所を基準とする。

2 次の正会員は、事業所の住所を基準とする。

(1) 事業所の住所として登録されている者

(2) やむを得ない事由を有する者

(定款)

第7条 代議員の定数は、選出区毎に定めるものとし、定款第5条第2項に規定する正会員50名の中から1名の割合とする。

2 支部の正会員数を50で除し、小数点以下を切上げた人数を選出する。

3 定数を定めるための正会員数は、公示日の7日前の日を基準とする。

(選出)

第8条 選出区に配分された定数に対し、当該選出区に所属する立候補者において選出を行う。

2 選出権は、当該選出区に所属する正会員のみとする。

3 選出権及び被選出権を行使できる所属選出区は、公示された日を基準とする。

(公示等)

第9条 選出管理委員会は、選出日の60日以前に、選出期日、選出すべき代議員の定数及び立候補の受付時間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

2 郵送による立候補の届け出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届け出)

第10条 立候補する正会員は、期日までに所定の様式にて選出管理委員長へ届け出なければならない。

2 自薦・他薦を問わず正会員である推薦者3名を必要条件とし、推薦者は、複数の立候補者を推薦できないものとする。

3 自薦による立候補の場合、別記様式1に準じて作成するものとする。

4 他薦による立候補の場合、別記様式2及び本人承諾書として別記様式3にそれぞれ準じ、推薦者代表が作成するものとする。

(届出受理証の発行)

第 11 条 選出管理委員会は、第 10 条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その文章は、別記様式 4 に準じて作成するものとする。

(選出運動)

第 12 条 選出管理委員会は、候補者の氏名、意見を掲載した選出公報を 1 回発行しなければならない。

2 候補者は、選出公報への掲載文を文書で選出管理委員会に申請しなければならない。

(投開票等)

第 13 条 投票は、指定された会場、期日で行うこととする。

2 事前に送られた投票用紙を指定された期日までに郵送による投票も行うことができるものとする。

3 投票期間は、その都度選出管理委員会が定めるものとし、最終日までの消印があるものを有効とする。

4 開票に際し、立会人を 2 名置く。立会人は、選出管理委員長が指名する。

(有効投票数)

第 14 条 有効投票数は、投票総数の 3 分の 2 以上なくてはならない。

2 次の投票は、無効とする。

(1) 白票 (誰にも投票しない)

(2) 謝った記載をしたもの

(3) 不正な手段を用いて投票したもの

(当選人の確定)

第 15 条 当選人は、当該選出区の定数において、得票数の多い者より順次定める。

2 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選出管理委員会によるくじで定める。

3 立候補者数が定数と一致若しくは欠員となる選出区の候補者は、無投票当選とする。

(欠員の補充)

第 16 条 欠員を生じる選出区は、他選出区で非当選人となった者を候補者として補充することができる。

2 欠員の補充であっても定数を満たさない場合、無投票当選とする。

3 非当選人の総数が欠員の総数を超えた場合、得票数の多い非当選人より順次補充するものとする。

(規定違反)

第 17 条 この規定に違反があったと選出管理委員会が判断した場合、その違反者は選出前にあたっては立候補の権利を喪失し、当選後にあたっては代議員の権利を喪失する。

2 規定違反により生じた欠員は、前条の規定により補充するものとする。

(補充選出)

第 18 条 前条までの規定により選出された代議員が定数の 5 分の 4 に達しないときは、ただちに補欠選出を行う。

2 補欠選出の方法は、前条までの規定を準用するものとする。

(附則)

この規定は、本会が一般認可を受け、移行の登記をした日から施行する。

一般社団法人移行後の最初の選出管理委員会および代議員は、この規定に基づいて、香取青色申告会に於いて選出する。

平成 25 年 5 月 14 日施行

一般社団法人 香取青色申告会 細則

(細則)

定款の施行に必要な細目を、理事会の決議により会長が別に定める。

(代議員の選出規定)

第1条 支部ごとに正会員より選出する。

第2条 正会員は、支部長に、代議員の立候補の申出ができる。

第3条 支部の定数は、選出時の支部の正会員数を50で除し、小数点以下を切上げた人数を選出する。50人に満たない支部は、1人を選出することができる。

第4条 各支部の定数を超えた立候補者があった場合は、選挙とする。

(役員を選出規定)

第1条 各支部から支部長を理事候補者として推薦することができる。(11名)

第2条 以下に定める各ブロックから理事(副会長)候補者として推薦することができる。

第1ブロック(多古、山田、栗源) 1名

第2ブロック(小見川、東庄、神崎) 1名

第3ブロック(佐原5支部) 1名

第3条 前条にかかわらず、正会員数が500を超えるブロックは、2名の理事候補者を推薦することができる。

第4条 理事会は、第12条第1項の範囲内で理事を増員することができるものとし、総会の決議によって選任する。

第5条 監事は、会員のうち会長及び副会長以外の理事から推薦を受けた者とする。

第6条 理事、監事の再選を妨げず。

(会費規定)

第1条 入会金1,000円、年会費4,800円(別途支部会費を徴収する。)

第2条 入会金については、理事会の決議により、免除する場合がある。

第3条 正会員・準会員共に同額とする。

第4条 会費の納入期限(以下「納期限」という。)は、原則として6月末日及び12月末日とする。

2 納期限を経過した会費は、退会その他いかなる事由があっても、その徴収を免除しない。

第5条 天災、火災等の不慮の災害及びその他の事由により、会員が納期限までに会費を納付することが困難と認められるときは、納付を猶予することができる。

2 会員が前項の規定により会費の納付の猶予を希望するときは、理事会に申請し承認を得なければならない。

(附則)

この細目は、香取青色申告会が一般社団法人の認可を受け、移行の登記をした日から施行する。

平成25年5月14日施行

一般社団法人 香取青色申告会 理事（役員）等

○ 本部

代表理事	椿 政明（神崎）
業務執行理事	篠塚榮一（佐原東）、林 雅昭（小見川）、 山口 清（多古）、高橋 渉（東庄）
理事	鈴木 隆（多古）、高木和夫（山田）、遠藤克己（栗源） 中嶋仁（小見川）、白鳥章一郎（小見川）、花香むつみ（東庄） 根本孝夫（神崎）、三好 裕（神崎）、鈴木栄司（佐原新宿） 富澤 茂（佐原西）、石橋新一郎（佐原西）、久保木敏雄（佐原南）、 野口正次（佐原南）、鈴木寛治（佐原北）
監事	野村 勲（小見川）、岡野 均（東庄）、越川 許（多古）
顧問	石原一郎（佐原西）、石田秀勝（佐原新宿）
事務局	佐藤静子（常勤職員）

○ 委員会

指導委員長	高橋 渉（東庄）
組織委員長	篠塚榮一（佐原東）
財政委員長	高木和夫（山田）
税制委員長	山口 清（多古）
厚生・事業委員長	篠塚榮一（佐原東）
広報委員長	中里治子（佐原）

○ 支部

第1ブロック	多古支部長	鈴木 隆
	山田支部長	高木和夫
	栗源支部長	遠藤克己
第2ブロック	小見川支部長	小林康良
	東庄支部長	高橋 渉
	神崎支部長	根本孝夫
第3ブロック	佐原新宿支部長	鈴木栄治
	佐原東支部長	篠塚榮一
	佐原西支部長	富澤 茂
	佐原南支部長	久保木敏雄
	佐原北支部長	鈴木寛治

○ 部会

農業部	部長	遠藤克己（栗源）
女性部	部長	花香むつみ（東庄）
	副部長	成毛照子（神崎）、中里治子（佐原）、小倉久子（佐原）
青年部	部長	飯田 稔（神崎）

一般社団法人 香取青色申告会 代議員（社員）

1	多古支部	川島敏彦
2	山田支部	越川文恵
3	〃	菅谷雅雄
4	栗源支部	飯田好秋
5	小見川支部	河野節子
6	〃	寺島由紀子
7	東庄支部	遠藤憲男
8	〃	田中文夫
9	〃	佐藤光良
10	神崎支部	長竿伸一

11	神崎支部	成毛照子
12	佐原新宿支部	秋山 隆
13	〃	伊能敏雄
14	佐原東支部	本宮大江
15	佐原西支部	小林 猛
16	佐原南支部	川口善博
17	〃	伊藤武雄
18	佐原北支部	窪木芳雄
19	〃	椎名宏至

一般社団法人 香取青色申告会 会員数

1, 055名 [令和2年4月1日現在]

財 務 諸 表

令和元年度 貸借対照表 (R2.3.31現在)

(単位：円)

借 方	貸 方
《資産の部》	《負債の部》
流動資産	預り金 0
現金 0	固定負債
預金 1,374,805	退職給与引当金 475,597
有価証券 33,500	《正味財産の部》
会員共済積立預金 1,122,330	会員共済積立金 1,122,330
固定資産	剰余金
退職給与積立金 475,597	固定財産 33,500
	収支剰余金 1,374,805
合 計 3,006,232	合 計 3,006,233

科	目	予算額	決算額	比較増減
収入の部	会費	5,193,600	5,028,400	△ 165,200
	入会金	0	0	0
	業務委託料	300,000	1,485,576	1,185,576
	手数料	170,000	173,785	3,785
	H P 加入金	0	0	0
	雑収入	40,000	63,710	23,710
	前期繰越金	244,451	244,451	0
	合計	5,948,051	6,995,922	1,047,871
支出の部	総会費	110,000	66,674	△ 43,326
	表彰費	10,000	8,431	△ 1,569
	印刷費	10,000	7,412	△ 2,588
	支部活動費	1,190,200	1,152,336	△ 37,864
	委員会活動費	60,000	15,795	△ 44,205
	農業部会活動費	30,000	0	△ 30,000
	女性部活動費	30,000	0	△ 30,000
	青年部活動費	30,000	0	△ 30,000
	機関誌等発行費	230,000	218,388	△ 11,612
	記帳指導費	160,000	172,390	12,390
	支払手数料	70,000	180,038	110,038
	会議費	150,000	90,978	△ 59,022
	交際費	100,000	72,000	△ 28,000
	研修費	60,000	55,855	△ 4,145
	指導育成費	70,000	50,000	△ 20,000
	全青色会費	269,760	269,760	0
	連合会負担金	442,200	442,200	0
	諸負担金	270,000	254,881	△ 15,119
	人件費	1,000,000	1,000,000	0
	旅費	130,000	97,180	△ 32,820
	通信費	150,000	137,056	△ 12,944
	消耗品費	110,000	219,980	109,980
	貸借料	745,560	745,560	0
	福利厚生費	173,000	164,464	△ 8,536
	印刷費	30,000	31,860	1,860
	慶弔費	10,000	10,000	0
	租税公課	70,000	70,000	0
	登記費	30,000	34,000	4,000
	雑費	30,000	3,879	△ 26,121
	会員共済	50,000	50,000	0
	予備費	127,331	0	△ 127,331
	合計	5,948,051	5,621,117	△ 326,934
差引(次年度繰越)		0	1,374,805	1,374,805